

# ニュージーランド映画製作助成金制度 大型予算映画製作・PDV助成基準 概要

ニュージーランド政府は、2003年7月からニュージーランドで大型予算の映画製作を手がける製作会社に対して「大型予算映画製作助成金」(以下、「LBSP助成金」または「助成金」という)と呼ばれる奨励金を提供しています。2007年7月16日から、この助成金が拡充され、ポスト・プロダクション、デジタル・プロダクション、視覚効果プロダクションにも対象範囲が広がられました(PDV助成金)。

## 助成を15%に引き上げ

所定の基準を満たす経費に対する助成が2007年7月16日から15% (従来は12.5%)に引き上げられました。今回の引き上げは、同日時点をもって発生する現地での経費から適用されます。

## 助成対象となる作品

本助成金は、これまでどおり、長編映画、テレビ映画(ドラマ)、連続テレビドラマ、短期連続番組(ミニシリーズ)のいずれかの形式に該当する映像製作に適用されます。

## 大型予算映画製作(LBSP)助成金

対象となる製作作品のうち、「所定基準を満たすニュージーランドでの製作費(QNZPE)」が下記の基準を満たす場合に、助成金を申請できます。

- ▶ QNZPEが1500万NZドル以上であること。通常、QNZPEは、(i) ニュージーランド国内で提供される財貨・サービス、(ii) ニュージーランド国内にある土地の利用、(iii) 映画製作への利用時にニュージーランド国内にある財貨の使用のために発生またはこれらに起因する製作費と定義されます(注: QNZPEには、ニュージーランド国内での全キャストおよび全スタッフの費用も含まれます)。
- ▶ テレビシリーズに関しては、12カ月の期間内に撮影が完了したシリーズを対象に、1回の放映時間当たり平均50万NZドル以上を支出し、総額で1500万NZドルに達していること。
- ▶ 2007年7月16日をもって製作開始される作品については、QNZPE(1500万NZドル~5000万NZドルの範囲に該当)が総製作費の70%以上を占めていなければならないとする規定は義務づけられなくなります。

- ▶ 2007年7月16日をもって製作開始される作品は、次の要件を満たす場合に、複数作品をまとめて助成金の適格審査を受けることができます。
  - ▶ 一括後のQNZPE総額が3000万NZドル以上であること。
  - ▶ 一括申請に含まれる個々の作品のQNZPEが、それぞれ300万NZドル以上であること。
  - ▶ 一括申請に含まれる全作品が24カ月の期間内に撮影を完了していること。
  - ▶ 一括申請に含まれる各作品の申請者は、相互に50%以上の株式を保有する関係にあること。

## ポスト・プロダクション、デジタル・プロダクション、視覚効果プロダクション(PDV)助成金

2007年7月16日をもって製作開始される対象作品で、ポスト・プロダクション、デジタル・プロダクション、視覚効果プロダクション(PDV)の作業だけを実施する場合、次の要件を満たす場合に、助成金を申請できます。

- ▶ 1作品のQNZPEが300万NZドルから1500万NZドルの範囲内にあること。
- ▶ QNZPEが、所定基準に該当するPDV業務に支払われるか、当該業務に必ず関連していること。
- ▶ 複数のPDV作品を一括申請する際、申請者が株式保有に関する要件を満たしていること。

助成基準をまとめた別紙1には、対象となるPDV製作業務が記載されています。モーション・キャプチャやアニメーションの業務に関わる一切のコストは、たとえ作品の撮影段階で発生したものであっても、PDV支出としての審査対象となります。

助成基準の全文、Q&A、申請書様式は、ウェブサイト([www.filmnz.com](http://www.filmnz.com))からダウンロードできます。



## 助成管理規定

2007年7月16日をもって管理規定が改訂されました。

将来の為替レートの変動によって、QNZPEが1500万NZドルまたは一括申請で3000万NZドルの基準額に達しない恐れがある場合、本助成金の管理者であるニュージーランド映画振興委員会（ニュージーランド・フィルム・コミッション：NZFC）に対して、QNZPEの適格審査だけを目的に申請書を提出できます。申請書は、撮影開始の90日前から提出でき、申請書受理日の為替レートをもとに助成適格審査を受けることができます。ただし、その場合であっても、助成金は実際に発生したQNZPEに基づいて算出されます。

助成金申請書は、以下の状況の場合には、製作完了前であっても提出できます。

- ▶ 1作品のQNZPEが5000万NZドルに達したとき
- ▶ 基準額3000万NZドルの一括申請において、申請に含まれる作品のうちの1つのQNZPEが1500万NZドルに達したとき
- ▶ LBSP/PDV双方の助成対象となる作品に適用されるQNZPEが基準額に達したとき

ただし、いずれの場合であっても、申請書は作品完成後90日以内に提出しなければなりません。

申請者は次の条件のいずれかを満たすものとします。

- ▶ ニュージーランド居住企業
- ▶ 法人所得税申告を目的にニュージーランドに事業所を置く外国企業（本助成金の申請書提出時と助成金交付時の両時点で該当すること）

本助成金を受けようとする申請者は、映画製作に関連してニュージーランド政府による他の映画助成制度や税制優遇措置の対象外となります。

本助成金の交付は、NZFCに提出された監査済み情報に対する国税省の検証結果に基づきます。経費の申請書に記入漏れがなく、申請内容の検証確認が終了すると、NZFCは、申請から3カ月以内の交付承認をめざします。経済発展省は、NZFCからの通知があり次第、助成金を交付します。

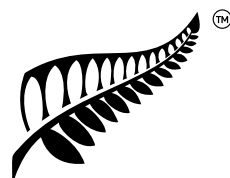
助成基準および助成金申請手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。

The Manager  
LBSPG  
New Zealand Film Commission  
PO Box 11-546, Wellington 6142  
New Zealand

電話 +64 4 382 7680

Eメール LBSPG@nzfilm.co.nz

[www.filmnz.com](http://www.filmnz.com)



NEW ZEALAND  
NEW THINKING